

す。他の工事現場との兼任は不可です。

選択肢の②は紛らわしいですが、単に「国が発注者」というだけでは、本項には該当しません。

②が誤りです。

選択肢の③と④は、定番の文言です。確実に覚えておきましょう。

■現場に配置すべき技術者の早見表

・特定建設業			
	下請への再発注額 4,500万円以上	下請への再発注額 4,500万円未満	受注額 500万円未満
自分が元請の場合	監理技術者	監理技術者または主任技術者	監理技術者または主任技術者
自分が下請の場合	監理技術者または主任技術者	監理技術者または主任技術者	監理技術者または主任技術者

・一般建設業			
	下請への再発注額 4,500万円以上	下請への再発注額 4,500万円未満	受注額 500万円未満
自分が元請の場合	実行不可	監理技術者または主任技術者	監理技術者または主任技術者
自分が下請の場合	監理技術者または主任技術者	監理技術者または主任技術者	監理技術者または主任技術者

・建設業許可を受けていない業者			
	下請への再発注額 4,500万円以上	下請への再発注額 4,500万円未満	受注額 500万円未満
自分が元請の場合	実行不可	実行不可	選任不要
自分が下請の場合	実行不可	実行不可	選任不要

(1級電気通信工事 令和4年午前 No.47)

〔解答〕 ②誤り → 公共性があり重要な工事の場合のみ

📖 根拠法令等

建設業法

第四章 施工技術の確保

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第26条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(「主任技術者」という。)を置かなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が第3条第1項第2号の政令で

定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(「監理技術者」という。)を置かなければならない。

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前2項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。〔以下略〕

★
★
★
★
★

★
★
★
★
★

★
★
★
★
★

★
★
★
★
★

★
★
★
★
★

★
★
★
★
★

索引